

修理基準

1 修理の要件

修理費用は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された義肢等補装具が、通常の使用状態でき損した場合または経年で劣化した場合等に支給を受けることができます。ただし、次に掲げる場合は、修理費用を支給しません。

- (1) 本人の故意による事故によって生じたき損の場合
- (2) 修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合

(対象の義肢等補装具)

- 1 義肢
- 1-2 筋電電動義手
- 2 上肢装具・下肢装具・靴型装具
- 3 体幹装具
- 4 姿勢保持装置
- 5 視覚障害者安全つえ
- 7 眼鏡（コンタクトレンズを除く）
- 9 補聴器
- 10 人工喉頭
- 11 車椅子
- 12 電動車椅子
- 13 歩行器
- 14 収尿器
- 16 歩行補助つえ
- 20 介助用リフター（移動式に限る。電動式を含む）
- 21 フローテーションパッド（車椅子・電動車椅子用）
- 23 重度障害者用意思伝達装置

※ 「人工内耳（人工内耳音声信号処理装置）」の修理については、療養（補償）等給付により装着されたものに限って、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に支給します。

2 修理の範囲

修理は、修理を要する義肢等補装具の本来の機能を復元するための一切の修理とし、耐用年数の範囲内で回数に制限はありません。（修理基準に定める範囲内に限ります）